

都道府県営かんがい排水事業における水管理改良施設の取扱いについて

昭和48年9月22日付48構改D第806号

各地方農政局長 } 殿
各都道府県知事 }

農林省構造改善局長

昭和46年度から都道府県営かんがい排水事業として助成している水管理改良施設については社会的、経済的条件の急激な推移と本施設のみかん園、茶園等の畑地帯並びに水田地帯における事業の実績と技術体系の進展にかんがみ、昭和48年度から採択基準の一部を緩和することとし、昭和48年9月22日付け48構改D第737号（土地改良事業関係補助金交付要綱の一部改正について）により通達されたところであるが、なお、下記につき運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官通達。以下「要綱」という。）第2の表の(1)の都道府県が行うかんがい排水事業の水管理改良施設については、次に掲げる目的及び内容のものについて国の補助を行うものとする。

(1) 目的

水管理改良施設は用排水施設に係わる水管理システムの合理化多目的化を行うものであり、これにより営農の省力化・水資源の有効利用等を図り、営農体系の改善を目的とする。

(2) 内容

水管理改良施設の工事内容は、次に掲げる自動化施設又は多目的利用施設であって、系統的な機能をもつものとする。

ア 自動化施設

- (ア) 自動操作あるいは遠隔操作に必要な操作施設
- (イ) 情報収集施設及び指令伝達施設
- (ウ) 施設の造成時点において予期されなかった要因の変化により追加を必要とする保安等の施設
- (エ) 要綱にある単独の水管理改良施設にあつては、上記施設に伴い一体的に施行する必要がある既存施設の改良又は変更

イ 多目的利用施設

- (ア) 病虫害防除等薬液散分を行うために必要な施設
- (イ) 施肥等肥料散布を行うために必要な施設
- (ウ) 凍霜害、冷害防止等を行うために必要な施設
- (エ) 塩害、風食防止等を行うために必要な施設
- (オ) 用排水施設の水質保持改善等に必要な施設
- (カ) 要綱による単独の水管理改良施設にあつては、上記施設に伴い一体的に施工する必要がある既存施設の改良又は変更